

規制の事後評価書

法令の名称：肥料取締法施行令の一部を改正する政令等

規制の名称：特殊肥料同士を配合した肥料の特殊肥料指定及び品質表示基準

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：農林水産省消費・安全局農産安全管理課

評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ① 特殊肥料同士を配合した肥料（以下「混合特殊肥料」という。）を特殊肥料として指定する。
- ② 混合特殊肥料の適正な流通のため、肥料成分等に関する品質表示基準を定める。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☒想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 農業者における肥料の選択肢の拡大	事前評価時	○混合特殊肥料の届出数は、 <u>252 件増加する見込み</u> ・混合特殊肥料に関心がある肥料業者は 6 社 ・想定される原料の組み合わせは 42 種 ・各社が生産すれば、6 社×42 種＝252 銘柄
	事後評価時	○混合特殊肥料の創設後 3 年間（令和 3～5 年）で、混合特殊肥料の生産の届出数※ ¹ は <u>42 件</u>
② 施肥に係る労働費の削減	事前評価時	○施肥に係る <u>労働費を 5 年間で約 1 億円削減</u> できる見込み ・施肥に係る労務単価を 2,800 円/時間と仮定 ・混合特殊肥料を活用して複数種の肥料を一度に散布することで、施肥に係る作業時間が 1.2 時間/10a※ ² 削減されると仮定すると、1ha 当たり 33,600 円の労働費を抑制可能 ・混合特殊肥料は 5 年間で少なくとも約 66,000t 生産される見込み ・混合特殊肥料を耕地 1 ha 当たり 20t 施用すると仮定すると、その施用面積は約 3,300ha ・削減できる労働費は 33,600 円/ha×約 3,300ha＝約 1 億円
	事後評価時	○混合特殊肥料が規格創設後 <u>3 年間で約 5,000t 生産されたことにより、約 1 千万円の施肥に係る労働費が削減された</u> ・施肥に係る労務単価を 3,600 円/時間と仮定 ・混合特殊肥料を活用して複数種の肥料を一度に散布することで、施肥に係る作業時間が 1.2 時間/10a※ ² 削減されると仮定すると、1ha 当たり 43,200 円の労働費を抑制可能 ・混合特殊肥料約 5,000t を耕地 1 ha 当たり 20t 施用すると仮定すると、その施用面積は約 250ha ・削減できる労働費は 43,200 円/ha×約 250ha＝約 1 千万円
③ 農地への有機物の投入増加	事前評価時	○農地への有機物の投入量が増加し、いわゆる「土づくり」が進むことにより、作物の農地当たり生産量及び品質向上へ繋がる
	事後評価時	○混合特殊肥料の創設により、有機物を原料とする肥料の生産が進んだことにより、農地への有機物の投入を後押しし「土づくり」に寄与した。

※ 1：混合特殊肥料の届出件数は、都道府県事務報告による。

※ 2：2.4 時間/10a → 1.2 時間/10a（出典：やまがたアグリネット）

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 肥料成分分析に要する費用	事前評価時	○混合特殊肥料の成分分析に要する費用は <u>約 180 万円</u> ・分析費用を 7,200 円/件※ ⁴ と仮定し、 7,200 円/件×252 件＝約 180 万円

	事後評価時	○届出された混合特殊肥料 42 件において、少なくとも 1 回は成分分析を実施しており、これに要した費用は約 50 万円程度と考えられる。 ・令和 7 年時点の一般的な分析費用は約 1.2 万円/件※⁴であることから 1.2 万円/件×42 件＝約 50 万円
--	-------	---

※ 4 日本土壌協会 HP

■行政費用

		算出方法と数値
① 混合特殊肥料の監督に要する費用	事前評価時	○混合特殊肥料の監督業務（立入検査等）に要する費用として、5 年間で約 26 万円増加見込み ・立入検査に要する人件費は、約 21,000 円/件 ・検査対象の抽出率を約 5 %と仮定すると、立入検査費用は 21,000 円/件×252 件× 5 %＝約 26 万円
	事後評価時	○令和 3 年から令和 5 年までの 3 年間で、混合特殊肥料 2 件の立入検査を実施。 ○当該検査に要した費用は、約 6 万円。 ・労務単価を 3,600 円/時と仮定すると、立入検査に要した費用は、2 件×3,600 円/時× 4 時間×2 人＝約 6 万円

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
該当なし	事前評価時	—
	事後評価時	—

■その他の負担

該当なし

3 考察

- ・混合特殊肥料の生産は、事前評価時の想定を下回るが着実に進んでおり、有機物を原料とする新たな肥料の開発により、農業者の選択肢が拡大するとともに、施肥の効率化が図られ労働費の削減に貢献していると考えられる。今後、有機物を原料とする肥料の使用が定着すれば、届出数・生産量ともに増加することが見込まれ、更なる選択肢の拡大や労働費の削減が期待される。
- ・混合特殊肥料は、その品質表示基準に基づき成分含有量等を表示する必要があることから、定期的な成分分析が必要だが、事前評価時の想定を上回る追加的な費用負担は生じていない。
- ・以上により、引き続き本制度を措置することが妥当であると考えられる。